

## 令和 2 年度事業計画書

市町村振興宝くじの収益金及びその運用益を活用し、埼玉県内の市町村の振興を図り、住民福祉の増進に資することを目的として、市町村への貸付事業をはじめ市町村を支援する事業を積極的かつ効果的に実施していくこととする。

### 1 市町村に対する資金貸付事業（定款第 4 条第 1 項第 1 号）

市町村に対し、災害関連事業及び施設等整備事業の資金として、長期の資金貸付を行う。

区分	長期貸付
予算額	50 億円
貸付対象事業	災害関連事業及び緊急に整備を要する施設等整備事業
貸付期間	5 年以内（うち 1 年以内据置） 10 年以内（うち 2 年以内据置） 15 年以内（うち 3 年以内据置） 20 年以内（うち 3 年以内据置）
償還方法	半年賦元金均等償還又は半年賦元利均等償還

### 2 市町村振興宝くじ交付金の交付事業（定款第 4 条第 1 項第 2 号）

埼玉県から交付されるサマージャンボ宝くじ交付金及びハロウィンジャンボ宝くじ交付金を、地方財政法第 32 条に規定する事業を行う市町村に交付する。

### 3 市町村振興事業に対する助成事業（定款第 4 条第 1 項第 3 号）

市町村振興のために実施する事業及び市町村で構成する団体が行う事業に対して助成する。

- (1) 「彩の国さいたま人づくり広域連合」が行う研修事業等の市町村分経費を負担する。

- (2) 埼玉県市長会、埼玉県町村会、埼玉県市議会議長会及び埼玉県町村議会議長会が行う研修事業に対し助成する。
- (3) その他市町村振興のために必要な事業に対し助成する。

助成団体	助成額	備考
(1)彩の国さいたま人づくり広域連合	143,635,000円	
(2)市町村関係4団体（上限1団体150万円）	6,000,000円	
(3)一般財団法人地域活性化センター	7,070,000円	年会費 市 140,000円 町村 70,000円
(4)埼玉県市町村公共工事適正化協議会	3,333,000円	基本ID利用料 市 66,000円 町村 33,000円
合計	160,038,000円	

#### 4 市町村の振興に資するための研修事業（定款第4条第1項第4号）

##### (1) 市町村トップセミナーの開催

市町村における当面する諸課題をテーマに、市町村長及び市町村議会議長等に対しセミナーを実施する。

##### (2) 市町村職員の専門的研修会の開催

市町村職員を対象に、資質及び能力の向上を図り、自治体運営等に資することを目的とした研修会を実施する。

#### 5 市町村振興宝くじ販売促進のための広報宣伝

当法人の財源となるサマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじによる交付金収入の安定確保を図るため、販売促進となる広報宣伝活動を実施する。

#### 6 その他当法人の目的を達成するための必要な事業